

○日高市社会教育委員設置条例

昭和30年8月1日条例第10号

改正

平成26年3月19日条例第8号

日高市社会教育委員設置条例

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、日高市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第2条 委員の定数は、20人以内とする。

（委嘱）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者
- （4）市民

2 教育委員会は、前項第4号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年（前条第1項第1号に掲げる者から委嘱した委員にあつては、その在任期間）とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和30年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第8号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の日高市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の規定に

より委嘱された委員（以下「旧委員」という。）は、改正後の日高市社会教育委員設置条例の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の日高市社会教育委員設置条例の規定にかかわらず、旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。